

「復興特別所得税」に関するお知らせ

2011年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されました。これにより預金・公共債の利子等に対し、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、「復興特別所得税」として所得税に対し2.1%が付加されます。

	「復興特別所得税」課税後 (預金・定期積金等)	「復興特別所得税」課税後 (普通出資配当金)
2012年12月31日まで	20% (内訳) 国税 15% 地方税 5%	20% (内訳) 国税 20%
2013年1月1日 ～2037年12月31日	20.315% ※1 (内訳) 国税 15.315% 地方税 5%	20.42% ※2 (内訳) 国税 20.42%

※1 国税（復興特別所得税分） 15% × 2.1% = 0.315%

※2 国税（復興特別所得税分） 20% × 2.1% = 0.42%

※ 2012年12月31日以前よりお預けいただいているご預金等につきましても、2013年1月1日以降にお支払する利息に対し、一律で復興特別所得税が課せられます。

「復興特別所得税」についての詳細は、
財務省 (https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/179diet/zk231028y.htm) や国税庁 (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/index.htm>) のホームページをご確認くださいようお願いいたします。

なお、当組合の既成広告宣伝物等（チラシ・ポスター・説明書等）に、復興特別所得税の説明がなされていないものがございますので、あらかじめご了承ください。